

第13章 公益財団法人京都府学校給食会の概要

公益財団法人京都府学校給食会（以下「府学給」という。）は、戦後再開された学校給食に学校給食用物資を供給するため京都府教育委員会の斡旋により昭和22年に設立された京都府学校給食資材配給組合を前身として、昭和24年に任意団体として発足した。

昭和29年の学校給食法の制定・施行に伴い、国は昭和30年に特殊法人日本学校給食会を発足させるとともに、都道府県が学校給食会の法人化を推進したことを受けて、府学給についても、昭和30年に京都府教育委員会が法人設立を認可した。

以来、一貫して、学校給食用物資の安定供給、学校給食の普及・充実、更には平成17年の食育基本法の制定を踏まえ学校給食における食育の推進に努めている。

平成25年に公益財団法人に移行し、現在に至る。

1 目的及び事業

府学給の目的は、定款第3条において「学校教育活動の一環として実施される学校給食に対して、学校給食用物資の安定供給及び学校給食の普及充実に関する事業並びに学校給食における食育の推進を行い、もって児童及び生徒の健全な発達に寄与すること」と定め、この目的を達成するために、定款第4条に定める次の事業を行っている。

- (1) 学校給食用物資の安定供給に関する事業
- (2) 学校給食の普及充実と食育の推進に関する事業
- (3) 学校給食用物資の安全確保及び衛生管理に関する事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

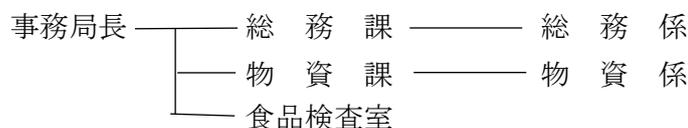
2 組織・運営

(1) 役員等

役員等として、評議員9名（うち1名 評議員会会長）、理事9名（うち1名理事長、1名常務理事）及び監事2名を選任している。

(2) 事務局

事務局長ほか11名（令和6年度）



3 施設

府学給の施設として、本館（業務推進室、食品検査室、研修室等）及び倉庫棟（常温倉庫、冷蔵倉庫、冷凍倉庫等）がある。

【所在地】京都市伏見区今町658番地

4 学校給食用物資の安定供給に関する事業

(1) 学校給食用物資の安定供給

府学給では、公立の小学校・中学校・高等学校（夜間定時制）・特別支援学校等（一部、国立及び私立を含む。）及び共同調理場に対して、基本物資及び一般物資を供給している。

基本物資の供給量（食数、kg ベース 令和5年度）

品名	食数、kg ベース	金額ベース
パン ※1	5,448,679 食	322,726 千円
米飯 ※2	10,972,317 食	702,662 千円
精米 ※2	691,646 kg	261,359 千円
精麦・α化米等	29,010 kg	12,893 千円
脱脂粉乳	6,871 kg	4,704 千円

※1 府学給の学校給食用パン

- ・種類 規格パン、国産小麦パン、全粒粉パン、
ミルクパン、黒糖パン、味付パン、バターうずまきパン等
- ・小麦粉 府内産小麦粉を20%配合し、地産地消を推進
(80%は、カナダ産・アメリカ産)
全粒粉パンに配合する全粒粉小麦粉は、府内産100%使用

※2 府学給の学校給食用米穀

- ・産地 全て府内産米、原則として地元市町産米
- ・銘柄 コシヒカリ、ヒノヒカリ、キヌヒカリ等
- ・とう精 精米HACCPを取得した精米工場
- ・安定供給 全国農業協同組合連合会京都府本部と連携して毎年の需要量を確保

一般物資の供給量（金額ベース）（単位：千円 令和5年度）

品名 ※3	金額
ジャム・マーガリン類	1,447
米飯添加物・具類	10,034
穀類	26,912
いも・澱粉類	12,954
油脂類	36,153
調味料・香辛料	45,494
乳類	8,826
種実類・豆類	34,854
藻類	22,142
卵類	6,647
野菜・きのこ類	203,584
果実類	22,761
魚介類	173,109
肉類	196,750

調味加工食品類	20,977
嗜好飲料・デザート	19,877
その他	2,647
計	845,168

(注) 京都市立学校には、(公財)京都市学校給食協会が一般物資を供給している。

※3 府学給の一般物資

- ・学校や共同調理場による副食資材の共同購入
- ・府内産の魚、野菜を提供
- ・原産地や原材料の情報を記載した物資カルテによる情報提供
- ・物資選定委員会によるレギュラー物資選定

(2) 各種委員会等の開催

学校給食関係者等の意見を物資の品質や選定等に反映させるための委員会等を開催している。

- ・学校給食用米穀供給協議会
 - 内容 米穀の品質・銘柄の選定、米穀（玄米）の価格について協議
 - 構成 農林水産部、府教委、市町村教委、京都市教委、農業関係団体
- ・学校給食用パン・米飯規格基準検討委員会
 - 内容 パンの種類や配合割合、米飯の炊き上げ重量等について検討
 - 構成 府教委、京都市教委、校長、栄養教諭等、パン・米飯委託加工業者
- ・学校給食用パン品質審査会
 - 内容 学校給食用パンの品質等について専門的見地からの意見を聴取
 - 構成 府教委、京都市教委、栄養教諭等、学校給食用パン品質等の有識者
- ・物資選定委員会
 - 内容 一般物資の品質、規格等について専門的見地からの意見を聴取
 - 構成 校長、共同調理場、栄養教諭等、衛生行政、府教委

(3) その他

物資展示会を開催し、多数の業者の出展により、栄養教諭等に商品紹介や情報提供を行っている。

5 学校給食の普及充実と食育の推進に関する事業

学校給食の普及充実や食育の推進のため、食育教材の貸出、学校給食研究協議大会に対する支援を実施している。



レプリカ（ブリ）



レプリカ（京野菜）

6 学校給食用物資の安全確保及び衛生管理に関する事業

学校給食用物資の安全確保に向けて、パン・米穀等の各種検査、加工工場への立入検査等を実施している。

(1) 各種検査の実施

① 府学給食品検査室において実施

検査名	実施時期
パン・米飯細菌検査	毎学期
一般物資細菌検査	毎学期、随時
異物検査	随時
精米鮮度検査	2月
行事食等検査	随時

② 外部検査機関に委託して実施

検査名	実施時期
小麦粉放射性物質検査	3月
玄米放射性物質検査	12月
小麦粉残留農薬・カビ毒検査	3月
玄米残留農薬・カドミウム検査	12月
全粒粉小麦粉放射性物質検査	10月
全粒粉小麦粉残留農薬・カビ毒検査	10月
小麦粉検定	毎月
玄米・精米検定	毎月
玄米品種識別検査	12月

(2) 「学校給食用パン・米飯衛生管理ガイドライン」による衛生管理の徹底

パン・米飯委託加工工場における衛生管理の指針や基準等について定めた「学校給食用パン・米飯衛生管理ガイドライン」に基づき、パン・米飯委託加工工場を指導している。

(3) 委託加工工場等への立入検査、衛生指導

- ・委託加工工場10工場に対して、次のような立入検査や衛生指導を行っている。
 - 定期的な立入検査(外部機関を導入)
 - 従事者ノロウイルス検便検査
 - 安全衛生講習会の実施
- ・一般物資納入業者工場に対して、随時、立入検査や衛生指導を行っている。

(4) 検査機器の貸出し

学校や共同調理場に対して、検査機器（ATP 検査機器、手洗いチェッカー）の貸出を行っている。



A T P 測定器



手洗いチェッカー

7 基本物資の需要量調査

府学給では、パン・米穀の円滑な供給を図るため、次年度に必要と見込まれるパン・米穀の需要量について調査を行っている。

調査結果は、府学給から全農京都及び製粉工場に通知され、学校給食用米穀・小麦の年間を通した安定供給を確保している。

(1) 調査の依頼先

各市町（組合）教育委員会、府立・国立・私立学校

(2) 提出期限

毎年11月末

(3) 提出書類

- ア パン・米飯採択量目届書
- イ 学校給食実施予定回数表

(4) 主な留意事項

ア 需要量の変更

提出後に需要量の軽微な変更が生じた場合は、学校給食需要量変更報告書を、パンは使用月の前々月25日までに、米穀及び脱脂粉乳は前々月末日までに府学給に提出する。

提出が遅れると、精米や小麦粉等の製造が間に合わない場合がある。

また、使用されなくなったバター、練乳等が賞味期限を過ぎて大量に廃棄されることになるので、必ず期限までに提出するよう十分注意すること。

なお、需要量の大きな変更は、米穀等の計画生産条件にも関わることがあるため、対応できない場合があるので、十分注意すること。

イ 学校行事等による変更

提出に当たっては、学校行事等による給食実施回数の変更について十分考慮すること。

ウ 全粒粉パンについて

(ア) 全粒粉パンの使用は、年3回以内とする。

(イ) 全粒粉パンは、一般の小麦粉に比べ虫害等を受けやすいため、使用できる期間は、11月1日から3月31日までの間とし、申し込み状況によっては対応できない場合がある。

- (㇆) 全粒粉パン及び国産小麦パンの使用回数の合計は、年11回以内とする。
- (㇇) 全粒粉パン及び国産小麦パンについては、年度途中の追加、取止め等は、原則としてできない。

8 一般物資の発注における留意事項

(1) 発注の期限等

物資使用日の前月10日までに発注すること。

なお、発注の追加及び変更については、配送日の3日前（土・日曜日・祝日を除く）までであるが、在庫を持たない物資では間に合わない場合もある。

(2) 紹介物資

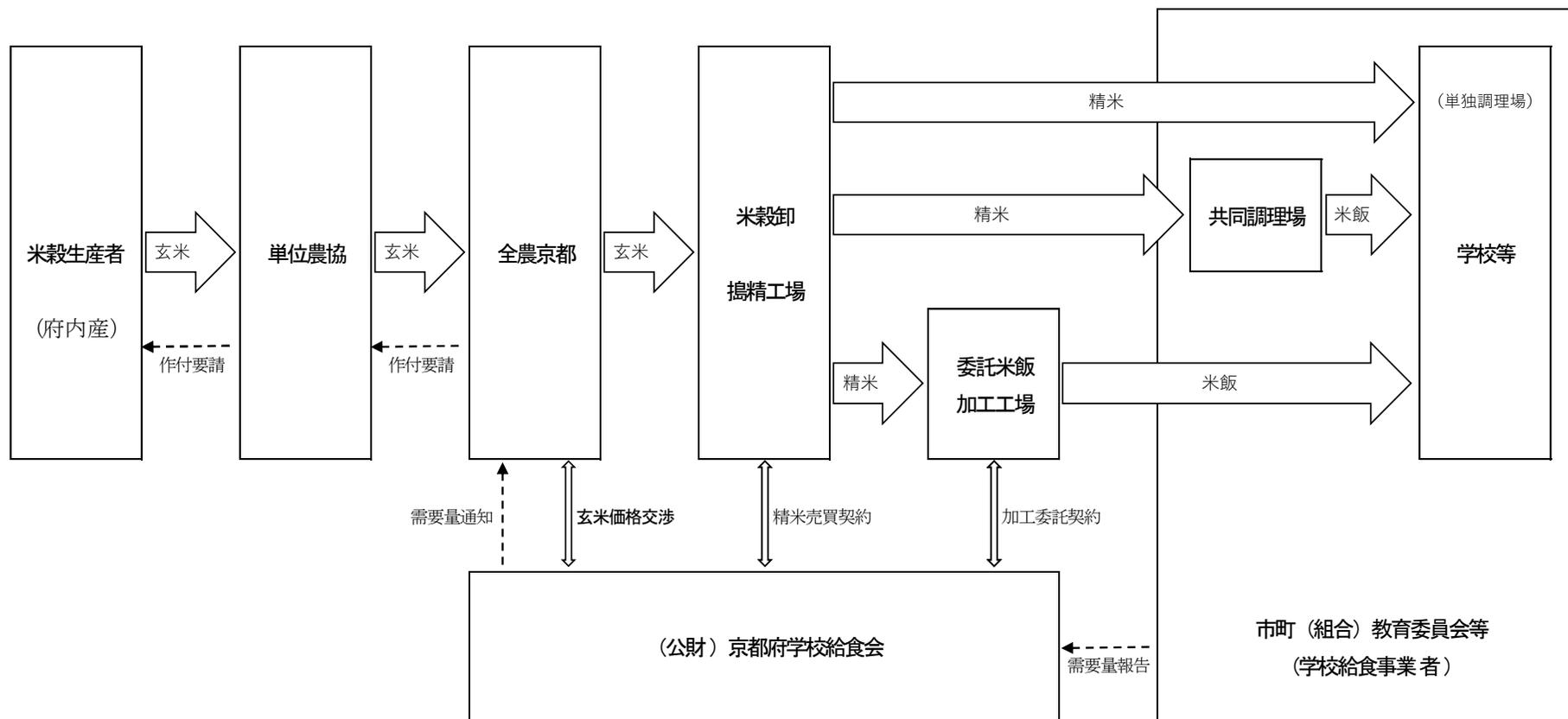
紹介物資については、学期途中において価格変更や取扱中止、メーカー変更になることがある。

(3) 消費税

府学給が学期毎に作成する供給価格一覧表の表示価格には消費税が含まれていない。毎月の請求時に消費税が加算される。

なお、「18.し好飲料類」のうち酒類、「19.その他」のうち食品以外は、軽減税率対象外商品となる。

学校給食用米穀（精米・米飯）の供給経路



学校給食用パンの供給経路

